

平成19年度 水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）産地づくり計画書

海部東地域水田農業推進協議会

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

海部東地域（津島市神守地区、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町）

(2) 助成の対象となり得る水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等

（畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。）

8月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

海部東地域市町村及び関係機関・団体等と連携し、認定生産調整方針に参加する農業者から提出のあった水稻生産実施計画書に基づき主食用等水稻作付状況等を現地確認等で把握する。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局（消費・安全部地域第4課）から提供された情報

(5) 同一年度内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年度内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合、交付対象とするのはこのうちのひとつの取組みとする。

(6) その他の共通事項

なし

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

			都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
				産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
		稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分					
産地づくり交付金			2,821,000	2,821,000				
稲作構造改革促進交付金	前年度の産地づくり特別加算事業分	稲作構造改革促進事業分	0		0			
		担い手集積加算事業分	0			0		
	基本部分		3,526,000		3,526,000		0	0
	担い手集積加算		0			0		0
計			6,347,000	2,821,000	3,526,000	0	0	0

(注) 1 活用額の欄は、都道府県協議会からの配分額を基に、地域協議会の判断でそれぞれの事業の活用する額を記入すること。

2 「都道府県協議会からの配分額」の欄のうちの「基本部分」は都道府県協議会から配分された稲作構造改革促進事業の「一般部分と配慮分」の合計額を記入すること。

(2) 使途ごとの活用計画

(単位：円)

使途の分類記号番号	助成金の使途の名称		活 用 額				計	支払時期	備考	
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業				担い手集積加算事業
				基本部分からの活用額	担い手集積加算からの活用額					
2-8-3	【販売促進活動に助成】 かぶと米の消費拡大販売促進活動事業		2,150,000	3,026,000	0		5,176,000	3月		
2-7-3	【学校給食、地産地消に助成】 地場農産物の学校給食への供給推進及び体験学習		0	500,000	0		500,000	3月		
7-D-3	【協議会運営費】 協議会運営費		671,000	0	0		671,000	5月		
	米価下落等の補てん (基本部分)					0	0			
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年度分				0	0			
計			2,821,000	3,526,000	0	0	6,347,000			

米価下落等の補てん (担い手集積加算)	(前年度分)					0	0		
------------------------	--------	--	--	--	--	---	---	--	--

- (注) 1 助成金の使途の名称の欄は、各使途ごとに記入すること。
- 2 米価下落等の補てん(担い手集積加算)の(前年度分)の欄は、当年度が2年かけて集積する際の2年目に該当する場合に、1年目の未払い分を記入すること。
- 3 活用額の欄は、各助成金の使途ごとの見込額を記入し、備考欄にその積算内訳を記入すること。

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等

助成金の使途の名称	【販売促進活動に助成】 かぶと米の消費拡大、販売促進活動事業
使途の分類(記号番号)	2 8 - 3
具体的内容 [支出の項目]	区分：事務費等経費 項目：消耗品費、会議費 区分：委託費 内容：本地域で栽培される米を「かぶと米」とし、産地のブランド化を進めるために、協議会自らが行う消費拡大、販売促進及び研究・調査等の活動に要する経費。
効果	米の消費拡大を積極的に進めることにより、地域水田の特性を生かした作物の産地づくりを図る。また、将来的に特産化を目指すことで、多様な需要に応じた生産・販売計画が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 消耗品費：各種イベント等に使う無料配布用の米及び米粉を利用したパン等の試食会等(対象は地元小学生) 会議費：かぶと米研究・調査 委託費：パン製造業者への委託費
確認方法	消耗品費：領収書 会議費：領収書 委託費：委託契約書、領収書 その他：かぶと米の消費拡大、販売促進活動事業計画書・実績書 米粉パン等の研究・調査活動事業計画書・実績書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	消耗品費： 無料配布用米 330円×2,500袋(1kg) = 825,000円 製粉費用 150円/kg×300kg = 45,000円 米粉パン研究における調理品費用 200,000円 会議費： 150円×10人×4回 = 6,000円 委託費：340,000円×5市町(5小学校)×2回 3,400,000円 パン製造業者に委託 700,000円 ただし、予算に過不足が生じた場合は予算内流用(使途の中での流用)ができるものとする。
単価調整の方法	なお、当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

助成金の使途の名称	【学校給食、地産地消に助成】 地場農産物（米）の学校給食への供給推進及び体験学習
使途の分類（記号番号）	2 - 7 - 3
具体的内容 [支出の項目]	区分：謝金 項目：謝金 区分：事務費等経費 項目：賃借料、消耗品費、通信運搬費 内容：学童を中心に、稲作体験や農村生活の体験等を通じて、米に対する理解、関心を深める活動に要する経費。
効果	学校給食に地域で生産された米を供給することで、児童・生徒等に産地ブランド名を広く知ってもらい、地域水田の特性を生かした作物の産地づくりを図る。 また、農業に対する関心が低い都市近郊に位置する管内において、水田を活用した産地づくりを推進していくには、生産者の努力もさることながら、近隣住民の理解が不可欠であることから、体験学習を実施することにより、米づくりに対する地産地消を推進し、消費拡大・販売促進を図ることができる。また、食に対する知識の向上や食料の安定供給・食料自給率の向上並びに子供達の健康的な食生活の実現ができる。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った活動に対して支払いを行う。 謝金：体験学習講師等 賃借料：学習ほ場等における機械、地代等 消耗品費：学習ほ場等における苗代、肥料、農薬、看板等 学習ほ場等における参加募集チラシ、ポスター、冊子等 栽培研修会における資料代や試食会における調理・食材費用及び学校給食へ米供給（協議会が地元の米を購入して学校へ給食用に納入する。） 通信運搬費：案内文書送付等
確認方法	謝金：領収書 賃借料：領収書 消耗品費：領収書 通信運搬費：発明明細及び領収書 その他：地場農産物（米）の学校給食への供給推進及び体験学習事業計画書・実績書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	謝金：田植え・稲刈り指導 2,500円×2回×4箇所=20,000円 賃借料：ほ場使用料 10,000円×4ほ場=40,000円 収穫作業機 10,000円×4回=40,000円 運搬車両代 5,000円×4回=20,000円 消耗品費：苗 800円×20枚×4ほ場=64,000円 肥料・農薬 4,000円×4ほ場=16,000円 看板 17,500円×4ほ場=70,000円 チラシ 6,500部×10円=65,000円 印刷費 6,500部×10円=65,000円 試食会における調理費用及び学校給食へ米供給 (協議会が地元の米を購入して学校へ給食用に納入する。) 60,000円 参加記念品等 35,000円 通信費：郵送代等 5,000円 ただし、予算に過不足が生じた場合は予算内流用ができるものとする。
単価調整の方法	なお、当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

助成金の使途の名称	【協議会運営費】 協議会運営費
使途の分類（記号番号）	7 - D - 3
具体的内容 [支出の項目]	区 分：旅費 項 目：旅費 区 分：事務等経費 項 目：印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、備品費、会議費 内 容：事業推進のための打ち合わせ、説明会、協議会の開催。 営農計画書の作成、配布、入力等の処理。 生産調整の現地確認及び書類による確認。 産地づくり交付金等の交付申請及び農業者等への送金等の事務。 以上、協議会の運営を行うのに必要な経費。
効果	協議会運営費を活用することにより、適正な助成金の交付及びビジョンの進行管理の効率的な協議会運営の執行が図られる。また、協議会の運営が円滑に行われることにより、水田農業構造改革が推進される。
助成要件 [支出の対象]	協議会が行った事務に対して支払いを行う。 旅 費：会議の出席及び視察・研修等協議会の活動に係る旅費、助成要件の確認に係る旅費 消耗品費：協議会の運営に係る事務用品費 印刷製本費：推進資料等の作成印刷費 会 議 費：協議会開催時における茶代・菓子代等 通信運搬費：郵便代 備品費：協議会の運営に係る情報機器の購入
確認方法	旅 費：出張命令票、復命書、領収書 消耗品費：領収書 印刷製本費：領収書、成果品 会 議 費：会議開催通知、出席者名簿、領収書 通信運搬費：領収書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	旅 費：会議の出席、視察・研修、助成要件の確認に係る費用 2,000 円 × 15 回 = 30,000 円 消耗品費：水田情報管理システムプログラム 100,000 円 印刷製本費：協議会資料等の作成印刷費 100 円 × 500 部 = 50,000 円 会 議 費：協議会開催等における茶代 300 円 × 45 人 × 2 回 = 27,000 円 協議会に係る研修参加 3,500 円 × 45 人 = 157,500 円 通信運搬費：切手代 80 円 × 100 枚 = 8,000 円 備品費：その他、協議会の運営に係る一般事務用品 パソコン 200,000 円 デジカメ 50,000 円 MO機器 48,500 円 298,500 円 ただし、予算に過不足が生じた場合は予算内流用ができるものとする。
単価調整の方法	なお、当初計画より実績が増加した場合は、協議会構成団体の助成金により不足分を補う。

(注)1 「(3)の(ア)産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各使途ごとの内容等」については、各使途ごとに作成すること。

2 使途の分類の欄は、交付金の使途の範囲、助成種別、助成方法によって分類することとし、記入にあたっては、別表の区分に従い対応する記号番号(1つの助成金の使途の名称に複数の使途の分類の記号番号で区別される内容が含まれる場合は、原則として複数の記号番号)を記入すること。

3 具体的内容の欄は、どのような取組に対して助成金を活用するのが明らかになるように、具体的に

記入すること。(協議会自らの活動に要する費用か、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用かを明確にすること。さらに、農業者その他産地づくり計画書において助成の対象となり得る者への助成に要する費用の場合には、経費助成なのか、その他奨励的な助成なのかを明確にすること。)

なお、産地づくり特別加算事業は、助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費を内容とする用途には活用できない。また、産地づくり特別加算事業のうち担い手集積加算分からの活用は、産地づくり事業の担い手への育成に視する用途に限定されていることに留意すること。

- 4 効果の欄は、当該用途の種類に活用した際に得られる効果が、
- (1) 地域水田農業ビジョンに掲げた目標の達成に寄与しているか
 - (2) 用途の分類の欄に記載する番号の内容に照らして適当かどうか
 - (3) 水田環境等の良好な保全に寄与しているかどうか
- といった観点から記入すること。
また、用途の分類の欄に記載する番号が複数ある場合には、それぞれの内容に照らして適当かどうか明確に記入すること。
- 5 地域協議会が自らの活動に要する費用については、助成要件の欄には対象となる経費の種類(別紙11の内容の欄に掲げる経費に分類したものをいう。)とその具体的な内容を記入すること。
- 6 []は助成金等の交付に関する事務に要する経費及び地域協議会の運営に係る経常的な経費その他地域協議会が自ら行う活動に要する経費を記入する場合に読み替える項目名である。
- 7 前年度の取組に対して、今年度の地域協議会助成事業を活用して助成する場合は、「(2)用途ごとの活用計画」及び「(3)産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等」にその旨明記すること。

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の用途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(ウ) 担い手集積加算事業

助成金の用途の名称	
助成要件	
確認方法	
助成水準	
基準収入及び当年産収入の算出方法	
補てん単価の算出方法 (補てん額の算出方法)	
単価調整の方法	

(注) 「(イ) 稲作構造改革促進事業」及び「(ウ) 担い手集積加算事業」の「基準収入」及び「当年産収入」の算定方法の欄は、都道府県協議会が定める稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業についての基準収入及び当年産収入の算出において使用するデータ以外の客観的なデータを使用する場合は、そのデータの算出根拠がわかる資料を添付すること。

3 新需給調整システム定着交付金助成事業

(1) 総括表

使途の区分及び 使途の名称	作目等区分	員数	単価	金額 (円)	備考
1 大幅な超過達成 に関する使途	——	——	——	——	
2 地域振興作物の 振興に関する使途	イチゴ	200 a	12,000 円 / 10a	240,000 円	
3 その他意欲的な 生産調整に関する 使途	——	——	——	——	
	合計	——	——	240,000 円	

(注) 1 員数の欄には、金額を算出する元となる面積、数量等の数値と単位を記入すること。

2 金額の欄には、前年度交付留保分からの活用額がある場合にあっては、その額を括弧書きで記入すること。

(2) 使途ごとの内容

使途の名称	地域特例作物の振興に関する使途
作物等区分	イチゴ
具体的内容	当該年度において水田 1 枚を単位として水稻の作付けを行わない水田において、助成要件に適合する取り組みを行う農業者等に対して助成を行う。
効果	イチゴは本地域協議会の特産物であるため、今後も地域の奨励作物として生産・販売を振興することにより、需要に応じた生産の拡大を図り、農業者等の経営改善に資することができる。
助成の要件	<p>交付対象者 次の全てを満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> 本協議会が生産調整実施者と認めた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては、3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。）以下「農業者等」という。） 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団の構成員全員の水稻作付面積（生産調整方針の運用に関する要領（平成 18 年 11 月 9 日付け 18 総食第 778 号。以下「運用要領」という。））第 6 の 2 に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付けを行う面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者であることとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（運用要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食828号総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行った結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得ることとする。 ・ 水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号。以下、「実施要領」という。）第5の（2）で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者又は全作業受託等によりいちごに係る作業を実施している実際の耕作を行っている農業者等。 ・ 実際の耕作者は次に掲げる全てを満たすこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の耕作者が、当該助成水田に係る権原を有する農業者からあらかじめ全作業受託を受けていること。 ・ 実際の耕作者が本事業の助成金を受け取ることについて、権原を有する農業者と実際の耕作者との間であらかじめ合意が整っていること。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度に水稻の作付け（運用要領第6の2に定めるところにより生産目標数量の外数として扱われるものを除く）を行わない水田1枚を単位として作付けられており、通常の収穫を挙げるのに十分な状態で栽培されていること。 ・ 本助成金は、地域協議会助成事業の交付金の交付対象となった水田において、地域特例作物が同一年度内に栽培された場合においても、重複して交付できるものとする。 ・ 地域協議会助成事業の交付金の交付対象が地域特例作物と同じ作物であった場合も、重複して交付できるものとする。 ・ 地域特例作物が、同一年度内に複数回栽培された場合は、そのうち一回を本助成の対象とする。
<p style="text-align: center;">確認方法</p>	<p>集荷円滑化対策に係る拠出 東海農政局（消費安全部地域第四課）から提供された情報 助成水田 水田台帳、過去の生産調整実績等 （畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。） 5月1日において、かい廃等が行われていないかどうか。 作付面積 実測、土地登記簿等の公的資料との照合等 通常の収穫、通常の肥培管理、水稻の作付けが行われていないこと</p> <p>と</p> <p>現地確認（確認日：5月1日） 実耕作者 権原を有する農業者の実施計画書に基づき確認する</p>
<p style="text-align: center;">助成水準 （助成額の算定方法）</p>	<p style="text-align: center;">10a 当り 12,000 円以内</p>
<p style="text-align: center;">単価調整の方法</p>	<p>愛知県水田農業構造改革事業推進協議会において、各地域協議会からの交付申請額の合計が、国からの交付額を上回る場合は、交付申請額の合計額が国からの交付額以内となるよう、助成単価の調整を行う。 調整後の助成単価</p>

	= 40,000千円 / 交付申請額の合計額 × 12,000円
--	----------------------------------

記入上の注意

- 1 「(1)総括表」の「1 大幅な超過達成に関する用途」及び「3 その他意欲的な生産調整に関する用途」の区分及び用途の名称の欄の記入については、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画の用途の区分1つにつき、原則としてそれぞれ1つまで選択できる。
- 2 「(1)総括表」の活用の区分の「2 地域振興作物に関する用途」を選択する場合において、作物等区分の欄の記入については、都道府県協議会が定める作物等区分から選択すること。また、複数設定した場合は、枝番号をつけて区分すること。
- 3 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとに地域特例作物を複数選択した場合は、作物等区分の欄には作物名とともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 4 新需給調整システム定着交付金助成事業の用途に係るガイドラインの細部運用に定めるところにより、旧市町村ごと、旧地域協議会ごと又は営農条件の異なる区域ごとにその他意欲的な生産調整の取組の用途を複数設定した場合は、活用の区分の欄に枝番号を付けて区分するとともに、旧市町村、旧地域協議会又は区域の範囲を記入すること。
- 5 「(2)用途ごとの内容」は、「(1)総括表」の用途の名称ごとに作成するものとし、都道府県協議会が定める新需給調整システム定着交付金の活用方針の具体的な活用計画を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるように、具体的に記入すること。
- 6 効果の欄は、当該用途に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会(3の場合は旧市町村、旧地域協議会又は区域ごとに)における生産調整への意欲的な取組の助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。

4 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
甚目寺町	509	
七宝町	852	
大治町	340	
美和町	1,043	
津島市(神守)	1,302	
合 計	4,046	

(注) 1 単位は、市町村が第三者機関的組織に提供した需要量の情報の単位とすること。

2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)のエに定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。

3 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める第三者機関的組織別の需要量に関する情報を記入すること。

4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、市町村長が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：t)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計	生産数量目標の補正
	4,046	

(注) 1 単位は、第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。

2 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のアにより、市町村長から情報提供を受けた第三者機関的組織を区域とする地域別の需要量に関する第三者機関的組織の情報を記入すること。

3 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(3)のアにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。

と。

- 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、第三者機関的組織が運用要領第5の3に規定（第5の3の(1)の場合を除く。）する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。